

○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

制定	昭和46年3月10日	条例第2号
改正	昭和48年3月30日	条例第2号
	昭和49年3月15日	条例第1号
	昭和51年3月19日	条例第1号
	昭和55年12月20日	条例第2号
	昭和57年3月31日	条例第1号
	平成4年5月14日	条例第1号
	平成11年7月1日	条例第3号
	平成14年3月1日	条例第2号
	平成20年3月6日	条例第1号
	平成22年3月31日	条例第1号
	平成25年3月29日	条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員の特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当
- (2) クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当
- (3) 災害時業務従事職員の特殊勤務手当

第3条 ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当は、職員がごみ処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) ごみ処理作業に3時間以上従事した職員 1日につき570円
- (2) 前号の職員のうち正規の勤務時間に含まれる深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における時間が5時間以上の職員 1日につき1,400円
- (3) 炉内及び冷却吸収塔内での作業その他の特に危険又は不健康な作業であって管理者が定めるものに従事した職員 前2号の職員に対する特殊勤務手当のほか、1日につき200円

3 前項第2号の職員に対する特殊勤務手当は、その勤務時間を1日とみなして同号に定める額を支給する。

第4条 クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に定める場合に支給する。

- (1) ごみクレーン又は灰クレーンの運転業務に従事したとき 1日につき150円
- (2) 大型自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転業務に従事した

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

とき 1日につき150円（大型自動車については1日につき100円）

第5条 災害時業務従事職員の特殊勤務手当は、豊中市又は伊丹市において災害対策本部等が設置され、災害の発生に伴い緊急のごみ処理の必要があると管理者が認める場合において、職員が搬入ごみの分別その他管理者が定める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当は、1日につき1,500円とする。ただし、午前6時から午後6時までの間（以下「昼間」という。）のみの従事にあつては900円、午後6時から午後10時までの間（以下「夜間」という。）のみの従事又は昼間と夜間にまたがる従事にあつては1,200円とする。

3 第1項の規定により特殊勤務手当が支給されるときは、第3条第2項第1号の規定による特殊勤務手当は、支給しない。

第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対するその支給額が月額である特殊勤務手当については、その者の勤務割合を基礎に、その額を算定して支給する。

2 前項の勤務割合は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月15日条例第1号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月19日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月20日条例第2号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月1日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の業務について適用する。

附 則（平成14年3月1日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第1号）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づく変則・年末年始勤務従事職員の特殊勤務手当については、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定にかかわらず、平成22年11月30日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。